

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項、第35条	臨時運行の許可	くらしの安全課 都南総合支所地域支援係 玉山総合事務所税務住民課 青山支所

1 審査基準は、道路運送車両法第34条第2項、第35条に定める基準のほか、下記のとおりとする。

(1) 許可は道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち次の各号に掲げる4種別  
に限り行うものとする。

ア 普通自動車

イ 小型自動車

ウ 軽自動車（道路運送車両法第59条に規定する検査対象軽自動車）

エ 大型特殊自動車

(2) 許可を受けて運行しようとする者は、次に掲げる事項を掲載した自動車の臨時  
運行許可申請書を市長に提出しなければならない。

ア 氏名又は名称及び住所

イ 車名

ウ 形状

エ 車台番号

オ 運行の目的

カ 運行の経路

キ 運行の期間

ク その他市長が必要と認める事項

(3) 申請者は、申請書を提出する際自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害  
賠償責任共済証明書を提示しなければならない。

(4) 申請者は、盛岡市手数料条例別表45に定める金額を盛岡市収入証紙により納付  
しなければならない。

2 標準処理期間は、1日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し  
出てください。